

平成27年度 新宿駅周辺地域都市再生緊急整備協議会 都市再生安全確保計画部会
議事概要

平成28年 3月25日（金） 午前10時～
新宿区役所 5階大会議室

■出席者（委員）

池田委員代理（内閣官房）、土屋委員（国土交通省関東運輸局）、関根委員（国土交通省関東運輸局）、本山委員代理（東京都都市整備局）、須賀委員代理（東京都総務局）、園田委員代理（東京都交通局）、村上部会長（新宿区）、木内委員代理（新宿区）、國副委員（渋谷区）、小林委員代理（警視庁新宿警察署）、坂牧委員代理（警視庁四谷警察署）、今井委員代理（警視庁原宿警察署）、菅委員代理（東京消防庁新宿消防署）、和田委員代理（東京消防庁四谷消防署）、阿部委員（東京消防庁渋谷消防署）、村上委員（独立行政法人都市再生機構）、小林委員（一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会）、喜沢委員代理（住友不動産(株)）、佐藤委員代理（大成建設(株)）、久我委員（京王地下駐車場(株)）、堀部委員代理（(株)京王百貨店）、久田委員（学校法人工学院大学）、日下田委員（新宿サブナード(株)）、持田委員（(株)スタジオアルタ）、藤井委員代理（東京医科大学病院）、太田委員代理（東宝(株)）、石川委員（(株)丸井）、森委員代理（(株)三越伊勢丹ホールディングス）、石上委員代理（小田急電鉄(株)）、小野委員（京王電鉄(株)）、岡崎委員（西武鉄道(株)）、向井委員代理（東京地下鉄(株)）、天満委員代理（東日本旅客鉄道(株)）、土橋委員代理（(株)ドコモCS）、生沼委員代理（KDDI(株)）、田中委員代理（東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)）、中島委員（新宿南エネルギーサービス(株)）、安住委員代理（東京ガス(株)）、小暮委員（東京電力(株)）、神谷委員（東日本電信電話(株)）、片桐委員（歌舞伎町商店街振興組合）、蛭川委員（新宿駅前商店街振興組合）、西澤委員代理（新宿大通商店街振興組合）、安田委員（新宿東口商店街振興組合）、小沢委員代理（新宿西口商店街振興組合）、竹川委員（西新宿一丁目商店街振興組合）、栗原委員（西新宿商興会）

■議事概要

はじめに

- ・部会委員55名中、46名（代理を含む）が参加しており、協議会規約第12条 第5項の規定を満し、本部会が成立したことが確認された

報告事項

（１）今年度の活動報告

- ・資料2に基づき事務局より今年度の活動報告があった。

（２）新宿ルール改定案について

- ・資料3-1、3-2に基づき事務局より新宿ルール改定案について説明があった。
- ・新宿ルール改定案については、発災後の対応が記載されているが、平常時からの取組みも

新宿ルールに反映させた方が良い。発災後、ビルから退避、避難しなくてもよいような平常時からの取組が必要である。そういった平常時からの取組がなければ、いざというときに動けない。

1 ページの解説に「新宿駅周辺地域の建物や様々な施設は、大きな地震にも耐えられる対策が施されています。」と記載されているが、地区内のビルにも様々なビルがあり、全てのビルが大きな地震にも耐えられると断言できない。断言してしまうと、何も対策をしなくてもよいと誤解されてしまう。

10ページの「新宿駅周辺地域と主なランドマーク地図」に一時滞在施設が記載されているが、民間事業者は社会貢献の一環として一時滞在施設の協定を締結している。我々も学生の安全が確保され、スペースに余裕がある場合に受入れる。あくまで余裕がある場合に受入れを行い、状況により必ずしも受入れられるわけではない。また、受入れを行う場合も、要援護者や弱者が優先されると思うので、そういった但し書きが必要となる。(学校法人工学院大学)

→今回の新宿ルールの改定案はわかりやすいものを作ろうとしたため、災害後の対応に限定して検討した。ご指摘の通り、平常時からの取組も重要であるため、今後はその点も考えながら検討していきたい。1 ページの記載は誤解が生じないように、記載を修正させていただく。10ページについても、表記を工夫していく。(事務局)

- ・10ページの一時滞在施設は公表可能な施設に限定して記載しており、このほかにも一時滞在施設となる建物はあるという理解でよいのか。(一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会)

→その通りである。

- ・本日いただいたご意見を受け、5月に開催予定の新宿駅周辺防災対策協議会の総会に向けて修正していく。委員には改めて照会させていただく。(分科会長)

《議決事項》新宿駅周辺地域都市再生安全確保計画（第二次改定）について

- ・計画には、目標とその目標を実現するためにどのように対策を進めていくか記載されている。例えば、情報収集伝達等では、「新宿区災害対策本部等との情報連絡マニュアル等を作成する」と記載がある。先ほど来年度以降マニュアルを作成するという説明があったが、具体的にいつまでに作成するのか、次の機会でもよいので説明して欲しい。(新宿大通商店街振興組合)

→例えば情報収集伝達等については、デジタルサイネージやこのあと説明があるNTT等の取組、商店街の放送設備などを活用し、できることをみんなでやっていく。どこが到達点ということは説明しにくいですが、今回計画に追加した各マニュアルは来年度検討し、来年度中に作成する予定である。(事務局)

→町場の事業者としては、どのような細かい情報でも教えてほしい。このような会議以外でも、今後は随時話をしながら、協力していきたい。(新宿大通商店街振興組合)

→行政と事業者で濃密に連携を図りながら、検討を進め、実効性の高い取組としていきたい。(部会長)

- ・本日は、実施計画に各種マニュアル等を作成することを追加し、来年度以降に作成することについて、議決をするという理解でよいか。(新宿サブナード(株))
→本日は、計画にマニュアルの作成を位置づけることに対して議決し、内容の検討は来年度となる。マニュアルについては、訓練等を通じて内容を修正するなど、継続して作成していくことになると思う。(事務局)
- ・資料4-3「第二次改定案」が賛成多数で承認された。

事務連絡

- ・来年度の部会の開催は未定であり、改めて連絡する。来年度の活動としては、各種のマニュアルの作成に取り組む予定である。
- ・実施計画に位置付けられるような具体的な取組があれば、連絡いただきたい。

以上